平成２５年（フ）第２５６号
大分市明野西１丁目26番15―101号　パレストステージ明野
債務者　大野　由紀
1　決定年月日時　平成25年６月27日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月27日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２５年（フ）第２６号
岩手県北上市本石町１丁目６番24号タウンホームＣ棟、前住所岩手県北上市新穀町１丁目６番13号
債務者　音石　祐司
1　決定年月日時　平成25年６月27日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月28日まで
盛岡地方裁判所花巻支部

平成２５年（フ）第３６号
岩手県北上市九年橋３丁目５番25号　シュパーブＢ―202号、前住所宮城県仙台市青葉区花壇５番28―404号
債務者　伊藤　文哉
1　決定年月日時　平成25年６月27日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月28日まで
盛岡地方裁判所花巻支部

平成２５年（フ）第３１６号
兵庫県尼崎市水堂町１丁目25番21号　ロイヤルハイツ尼崎202号、従前の住所兵庫県尼崎市南塚口町７丁目22番８―403号
債務者　八尾　篤史
1　決定年月日時　平成25年６月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月28日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２４年（フ）第３８５号
徳島市佐古七番町４番４号　井川マンション４―Ａ
債務者　炭惠　茂二
1　決定年月日時　平成25年６月27日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月28日まで
徳島地方裁判所民事部

平成２５年（フ）第２９号
徳島県板野郡松茂町広島字北川向二ノ越103番地４、旧住所徳島県板野郡北島町新喜来字ヒカタ13番地64
債務者　益岡エイ子（旧姓安達）
1　決定年月日時　平成25年６月27日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月28日まで
徳島地方裁判所民事部

平成２５年（フ）第７９号
徳島県小松島市中郷町字西野１番地の29　小松島県営団地1509号、旧住所徳島県徳島市南昭和町５丁目99番地１　浜の前マンション２棟503号室
債務者　吉本　太陽
1　決定年月日時　平成25年６月27日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月28日まで
徳島地方裁判所民事部

平成２５年（フ）第１００号
徳島県徳島市末広４丁目１番28―225号
債務者　来原ひとみ
1　決定年月日時　平成25年６月27日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月28日まで
徳島地方裁判所民事部

平成２５年（フ）第１１１号
徳島県吉野川市山川町川田106番地１、旧住所徳島県吉野川市川島町川島730番地10
債務者　尾形　　守
1　決定年月日時　平成25年６月27日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月28日まで
徳島地方裁判所民事部

平成２５年（フ）第１１２号
徳島県吉野川市山川町川田106番地１、旧住所徳島県吉野川市川島町川島730番地10
債務者　尾形　好子
1　決定年月日時　平成25年６月27日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月28日まで
徳島地方裁判所民事部

平成２５年（フ）第３６７号
神戸市長田区上池田１丁目２番10号
債務者　黄瀬　知子
1　決定年月日時　平成25年６月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月30日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第３７４号
神戸市中央区割塚通３丁目２番４号402
債務者　加藤　寿子
1　決定年月日時　平成25年６月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月30日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第３９３号
神戸市東灘区鴨子ヶ原２丁目14番３―409号
債務者　池田　　博
1　決定年月日時　平成25年６月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月30日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第３９４号
神戸市東灘区鴨子ヶ原２丁目14番３―409号
債務者　池田　幸江
1　決定年月日時　平成25年６月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月30日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第２１０号
大分市大字宮崎1366番地の１　サトウビル312
債務者　杉園　忠生
1　決定年月日時　平成25年６月27日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月30日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２５年（フ）第２４４号
大分市萩原２丁目４番７号　メゾンＦＵＪＩ605
債務者　中尾　真理
1　決定年月日時　平成25年６月27日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月30日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２５年（フ）第８４３号
名古屋市西区大野木４丁目539番地　大野木ハイツ１Ｅ号
債務者　長尾　友美
1　決定年月日時　平成25年６月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月２日まで
名古屋地方裁判所民事第２部